

議 案 第 74 号

松戸市難病者援護金支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市難病者援護金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

難病の患者に対する医療費等に関する法律の制定及び児童福祉法の改正に準じ、難病者援護金の支給対象疾患を増加させる等するため。

松戸市難病者援護金支給条例の一部を改正する条例

松戸市難病者援護金支給条例（昭和48年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スモン、ベーチェット病等の難病療養者」を「療養者」に、「難病療養者および」を「療養者及び」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 難病 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病及び千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年7月1日施行）の対象疾患をいう。
- (2) 療養者 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に規定する医療受給者証、児童福祉法第19条の3第7項に規定する医療受給者証又は千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患医療受給者票（以下「受給者証等」という。）のいずれかの交付を受けた者のうち、難病のため1か月以上治療を受けている者であつて日常生活に支障があるもの又は難病により長期にわたり日常生活若しくは社会生活に相当の制限を受けるものをいう。

第2条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「ともに」を「一に」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条中「療養者」の次に「（18歳未満の療養者にあつては、保護者）」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

援護金の額は、療養者1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月に20日以上入院治療を受けている療養者 月額10,000円
- (2) 前号に掲げる療養者以外の療養者 月額5,000円

第4条第3項中「7月、10月、1月及び4月の4期に区分し、前3月分を

支給」を「3月及び9月の2期にそれぞれの月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた援護金は、その支払期月でない月であつても、支払うものと」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「申請」を「認定を求める申請」に改め、「あつた日の属する月」の次に「の翌月」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給中の療養者に対する援護金の額は、月額3,000円とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

（支給の制限）

第5条 市長は、療養者及び療養者と生計を一にする者（以下「基準世帯員」という。）のうち規則で定めるところにより算出した市民税の所得割額が101,000円以上である者が存する場合は、その年の4月から翌年の3月までは、援護金を支給しないものとする。

2 援護金は、支給事由の生じた月から起算して2年を経過したときは、支給しないものとする。

（受給資格の認定）

第6条 援護金の支給を受けようとする者は、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条第1項を次のように改める。

認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格を喪失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第7条第2項中「毎年6月15日までに療養者及び療養者と生計をともにしている者の前年の所得」を「毎年市長が指定する期日までに、基準世帯員の当該年度における市民税の課税の状況」に、「受給者の」を「基準世帯員の」に改め、同条に次の2項を加える。

3 受給者は、毎年市長が指定する期日までに、規則で定めるところにより、市長に現況の届出をしなければならない。

4 受給者が正当な理由がなく第2項の規定による提出又は前項の届出をしないときは、援護金の支払を一時差し止めることができる。

第8条中「第6条第2項の決定」を「認定」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 平成29年3月31日に難病者援護金の支給を受けていた者であつて、次の各号のいずれかの疾患に該当するものとして、松戸市難病者援護金支給条例の一部を改正する条例(平成29年松戸市条例第 号)による改正前の松戸市難病者援護金支給条例の規定による受給資格を受けていた者に対する難病者援護金については、平成29年10月1日以降は、第7条第3項に規定する現況の届出として医師の診断書その他のその疾患が確認できる書類を毎年継続して同項に定める期日までに提出する場合に限り、認定を受けた者とみなす。

- (1) 難治性の肝炎
- (2) 悪性腎硬化症
- (3) 慢性腎炎(腎機能不全)
- (4) 進行性筋ジストロフィー症

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月分から同年9月分までの難病者援護金の額については、この条例による改正後の松戸市難病者援護金支給条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項第1号中「10,000円」とあるのは「12,000円」とする。

3 平成29年3月31日にこの条例による改正前の松戸市難病者援護金支給

条例の規定による受給資格を受けていた者（以下「旧認定者」という。）については、施行日から同年9月30日までの間は、改正後の条例第7条第1項の受給者とみなす。

- 4 旧認定者であって、施行日以後初めての改正後の条例第7条第3項の届出において改正後の条例第7条第1項の受給者と認められるものは、平成29年10月1日以後も引き続き同項の受給者とみなす。